

風しん予防接種の実施について

予防接種法第5条の規定により、予防接種を次のとおり実施する。

令和8年4月1日

舟橋村長 渡辺 光

1. 予防接種実施時期

令和8年4月1日～翌年3月31日

2. 予防接種実施場所 指定された医療機関

3. 予防接種を受ける者の範囲

(第1期) 生後12か月～24か月の者で、麻しんに罹患したことがあるもの

令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと舟橋村長が認める者

(第2期) 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までにあるもので、麻しんに罹患したことがあるもの

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるものであって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと舟橋村長が認める者

(第5期) 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）

4. 予防接種を行ってはならない者

(1) 明らかに発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患に罹患していることが明らかな者

(3) 接種しようとしている接種液の成分によりアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 妊娠していることが明らかな者

(5) 風しんに罹患したことがある者

(6) 27日以内に麻しん、BCG、水痘、流行性耳下腺炎等の生ワクチン接種を受けた者

(7) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5. 接種の判断を行うに際し注意を要する者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分によりアレルギーを呈する恐れのある者

6. 費用 無 料

7. その他必要な事項

(1) 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットを良く読んで、必要性や副反応についてよく理解すること。

(2) 接種対象者の健康状態の良好な時に接種を受けること。

(3) 接種前日は入浴し、接種当日は清潔な肌着を着用すること。

(4) 接種当日はいつも通りの生活をし、激しい運動を避けること。

(5) 接種後30分は安静を守ること。

(6) 接種当日の入浴は差し支えないが、接種部位をこすらないように注意すること。

(7) 接種後27日以上は他の注射生ワクチンの予防接種を避けること。